

## 雇用保険の適用範囲拡大について

平成22年4月1日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大されました。

- [旧] ・6ヶ月以上の雇用見込みがあること  
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること

↓

- [新] ・**31日以上**の雇用見込みがあること  
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること

### \*「31日以上雇用見込みがあること」とは

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。このため、例えば以下の場合には雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上の雇用が見込まれるものとして雇用保険が適用されることとなります。

- ・雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が、31日以上雇用された実績があるとき